

ホームレス支援ニュース

2020年9月発行 第21号

発行：公益社団法人広島県社会福祉士会ホームレス支援委員会（鈴木、江口、米澤編集）

広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館4階

電話 082-254-3019 FAX 082-254-3018 E-mail: office@hacsw.jp



新型コロナウイルス感染拡大防止対策渦中における生活困窮者支援

本会会報第 78 号に記載したホームレス支援委員会活動の詳細を、以下に紹介します。

くつろぎ入浴サービス

路上生活者・生活困窮者は、感染防止物品を入手しにくいいため、コロナ感染リスクが大きいのが気遣われます。入浴サービス利用者について、次のように感染対策をとりました。

1. マスクは入浴と食事以外は、必ずつけていただく（マスクを無料で提供）
2. 来所されたら、上がる前に、手をアルコールで消毒する。
3. 入浴はシャワーのみ。（バスタブにはいかない。）
4. 食事は弁当にして、持ち帰り。

滞在時間を極力短くして、畳の部屋で寛ぐことをご遠慮願ひ、利用者から話を聞くことを省略した。

5. 健康チェックは、従来通り行った。
6. 終了したら、椅子、テーブル、床、ドアノブをアルコールで消毒。
7. スタッフも、来所時と終了後はアルコールで手を消毒。

緊急事態宣言解除後も、6月まで上記の対策をとりました。

7月からは、従来通りのサービスを行っています。但し、手の消毒、事後の消毒、マスク着用は変わりません。しかし、第2波、3波と感染が増える傾向にあり、再び対策をとらねばならないのか、様子を見ているところです。

よろず相談会

会場の都合で4月は中止。4か月ぶりの開催となった6月は、23名の伸びきった髪を切るため、散髪ボランティアのKさん夫妻は3時間立ちっぱなしで対応していただきました。

教会入口で非接触型温度計による体温検査を行い、手指消毒、マスクの提供・着用を徹底しています。8月も散髪と相談を内容とし実施しました。会話がしたくてたまらない参加者の皆さんに、ソーシャルディスタンスを促すのはなかなかですが、終始注意を促しています。終了後は使用した会場のアルコール消毒を行いました。

おとな食堂

3月は会食をやめ、炊き込みごはん弁当やフードバンクからいただいた非常食・水の配布に変更しました。それでも「こんな時期に僕たちのことを忘れずにやってもらえるのがうれしい」と利用者から言われた時には、実施してよかったですと思いました。

4月と5月は、会場が使用できずやむなく中止。6月に再開しました。

ここでも検温、手指消毒、マスクの提供・着用は徹底しています。

8月は再び炊き込みごはん弁当の配布に変更しました。

定額給付金

野宿生活をしている方も皆申請できるよう、広島市からの働き掛けがあり、「夜回りの会」で一人ひとり、申請が可能な状況かどうかを聴き取りました。

その結果、課題のある方への対応を広島市と相談し、住民票の設定などの同行支援がなされました。受け取り拒否の方2名と戸籍のない方1名は、残念ながら申請には至りませんでした。

シェルター

管理人及び利用者へ感染対策を徹底し、運営しました。

マスクの提供

各方面から寄付いただいた不織布や手作りマスクを、上記の活動場面で提供しました。そろそろ在庫が少なくなっています。不織布のマスクに人気があります。



「くつろぎ・入浴サービス」の今

2004年の「くつろぎ・入浴サービス」開始以来、1ヶ月に16名（1回4名、月4回）の利用者、ときにはそれ以上の数がありました。

2017年後半から利用者が徐々に減少、それにつれて回数も月2回になりました。現在の利用者は5名です。（男性4名、女性1名）。

路上生活者が減少したことも、一因と思われます。それ自体は喜ばしいことですが、実際は、もっと必要とする方々がいらっしゃるのではないかと思います。

夜回りなどで宣伝するのですが、なかなか増えません。敬遠される理由の一つに、場所の問題もあるのかもしれません。ホームレスの方が多く寝泊まりする、広島駅や八丁堀界限、平和公園から横川までは、かなりの距離があり、徒歩で来られるのは大変です。特に、真夏の日中、酷暑の中を歩いていくのは、二の足を踏みたくなることでしょうか。なんとかならないものか、と思います。

* * * * *

横川シェルターの管理人で入浴サービスの担当でもある H さん、口数が少ないながら、誠実に丁寧な仕事をして下さいます。調理の経験があるのでしょうか、たまに利用者の食事

に手を加える時など、(ほとんど調理食品を購入しますが) 実に手早く手際よく、キャベツを刻む時など、プロさながら、早くきれいで、思わず見とれてしまいました。女性スタッフが「私にはとても出来ない」と感心されていました。台所も部屋も、狭いながら、きちんと整頓され、気持ちよく寛げます。

(米澤恭子)

【連載コラム】 ■第2回■

コロナ禍におけるアメリカのホームレス事情

新型コロナウイルスの蔓延によって、アメリカでは家賃を払えない人がこれまで以上に増加しています。パンデミック(世界的大流行)とそれに伴う経済危機が相まって、家賃か食費かの選択を余儀なくされる人が増えている結果だと思われます。連邦政府の直近の予測では、家主から立ち退きを求められて家を失う人が増え、この夏だけでホームレス者が40~45%増加するのではないかととも言われています。

しかし、NLCHP(ホームレスと貧困のための全米法律センター)はコロナの影響はそれ以上であると警告しています。パンデミック以前から、すでにアメリカでは、購入しやすい価格帯の住宅が不足している状況が数十年も続いています。そのため、友人や親戚と住まいを共有している国民が約1,000万人います。さらに、連邦政府の推計によると、少なく見積もっても50万人以上のアメリカ人が路上やシェルターで一夜を明かしています。

また、ホームレスの人たちは、感染症にかかりやすく、死に至る可能性も高いと言われていています。彼らに「ステイ・ホーム」を求めてもそれは不可能ですし、社会的距離を保つこともなかなか困難です。栄養状態の不良もその原因の1つに加わるかもしれません。したがって、ひとたび感染すると、他の人たちよりも入院に至る可能性は2倍、救急医療が必要になる可能性は2~4倍、死亡する可能性は2~3倍高くなるとも言われています。

このような状況をふまえて、現在アメリカでは、CDC(アメリカ疾病予防管理センター)が、シェルターに入れないうホームレス者にはホテルの部屋を手当することを推奨しています。そこで、企業のなかには、ホテルの部屋を買い取って、手頃な価格の住宅に転換し、長期的な課題解決に貢献しているケースもあります。しかし、一方で、CDCのガイダンスに反して、ホームレス者をコミュニティから「一掃」し、懲罰的な方策を継続している集団があるもの事実です。

以上のようなアメリカの現状を受けて、NLCHPは次のように具体的提案をしています。「昨今のBLM(黒人の命は大切だ)運動の影響もあり、我々は重要な変化の機会を手にしています。現在、ホームレス者に対する刑事司法の対応に使われている費用は、住宅および他の地域社会の支援に向けられるべきです。解決策は、手錠【ホームレス者の逮捕】ではなく住宅です。同時に、生活困窮者の居住権を求める動きも高まっています。生活に困窮する賃借人は、国レベルの「立ち退き猶予」と「実質的な家賃救済」を通じて、パンデミックによる立ち退きから保護されなければなりません。そして、政府は、すべての人に行き渡るように購入可能な価格の住宅を確保し、実際にそれを保障するために裁判において公平な場を用意する必要があります。」

(橋本 圭子)

※文中の資料は、2020年7月15日付NLCHPのニューズレターによる。

役立ち隊活動状況（2020年1月～8月）

- ① おとな食堂・・・6回（4・5月閉店）
- ② よろず生活相談会（会場準備片付け、散髪・足湯の手伝い）・・・3回（4月お休み）
- ③ 障害者・高齢者世帯等の片付け、清掃・・・0回
- ④ 草刈隊等、就労体験・・・0回 新型コロナウイルス感染防止対策のため、受入が難しく、予定していた活動がまだできていません。

ふりかえれば2017年ごろから声をかけ、活動してきましたが、2020年4月以降、少し組織化を図ろうと呼びかけ、参加の意思確認を行ったところ、13名のメンバーが「役立ち隊」への参加申込書を書いてくださいました。これからはユニフォームも揃え、さらに躍進していきたいと思っています。ユニフォームは、黒色のポロシャツです！

会員の皆様へ呼びかけます。 ☆彡☆彡☆彡★★★☆☆☆☆彡☆彡☆彡

上記③の片付け、清掃活動のご要望はありませんか？

障害者・高齢者宅などで、室内外の片付け・清掃などを手伝ってほしい世帯がありましたら、役立ち隊でご相談に乗ります。

達成感を感じられる活動なので、メンバーに人気があります。

できれば活動日は、土日等の休日をお願いしたいです。

依頼の連絡は hacsw.suzu@gmail.com へお願いします。

予告 生活困窮者への「居住支援」を考えるシンポジウム 企画申中！

委員会では、既存の活動を続ける中で、野宿生活を脱却し豊に上がった方たちや、シェルターを退去していった方たちに、新たな住まいを得た後の支援（声掛け・見守り、訪問、居場所づくり、相談対応・・・）が重要と考えています。

しかし、今の委員会メンバーでは、既存の活動だけで手いっぱい、新たな活動に乗り出すことができません。

そこで、上記シンポジウムを開催し、居住支援の必要性を実感していただき、活動してくださる会員を募りたいと思います。

開催の案内をした際には、会員の皆様の積極的な参加をお願いします。

●●ホームレス支援委員会メンバーは、呉地域、福山地域でも活動しています。次号でその様子をお知らせしたいと予定しています。●●

シェルター利用者はアパートに移ってからの支援が重要

広島国際大学岡崎仁史

本会のホームレス（生活困窮者）支援は、2002年の学習会の実施、広島市・呉市・福山市での市民団体の夜回りへの参加から始まっています。シェルターは、2010年から「まずは居住支援（housing first）」という考え方から自主運営し、2012年に広島県の補助事業になり、2015年に生活困窮者自立支援法を根拠とする広島市委託の「一時生活支援事業」として運営しています。つまり、1980年代以降の貧困の特徴は経済困窮という特性にとどまらず、経済的社会的文化的政治的な多次元での「社会的排除」状態という特性を持っており、シェルター利用者のデータからその特性を見る事ができます。

【2018年の実績】 利用者は19人であり、措置支援機関のサポートは、市福祉事務所13件（68%）、くらサポ（広島市社協委託）6件（32%）でした。その意味は、生活保護申請者が68%、また生活困窮者自立支援申請者が32%でした。

二つの貧困者支援制度の利用者は、最小値が26歳、最大値72歳、平均値52歳、中央値50歳であり、年齢層を見ると、2016年以来のデータと同様に、65歳未満が16人（84%）、65歳以上が3人（16%）であり、稼働年齢層の支援になっている事がわかります。

【家族・親族の交流が無い。家族からの孤立・排除】 広島県内の人は12人（63%）、県外の方は7人（37%）で、距離的にも困った時の支援が困難で、家族・兄弟との交流がない人は11人（58%）いて困った時の支援が望めず、家族に代わる知人がいる人は3人（16%）しかいないという社会的孤立＝社会的排除にあります。

【健康からの排除】 健康は10人（53%）、不調・疾病9人（47%）、経済困窮から万引き等で「罪に問われた人」が4人（21%）いて、少し障害のある人が見られます。

【派遣の人は一度に仕事と住居を無くしやすい。仕事と住居からの排除】 「住居を失った経緯」を見ると、「（派遣切り等で）寮付きの仕事を辞めて、一度に仕事と住居を無くした」人が7人（37%）、手持ち資金が無くなるかあるいは病気で家賃滞納の人が6人（32%）、矯正施設での服役によりで住宅契約解除2人、借金の取り立てから逃れてホームレスになった人、15年以上のホームレス経験者などがいます。住居を無くした後は、ネットカフェ、路上生活を2、3日送り、福祉事務所からしサポートセンターに相談に来て、制度につながり、ようやく尊厳ある生活に戻る事が出来ています。仕事と住居からの排除です。

【経済安定からの排除】 給与・年金等の収入のある人は7人（37%）で、給料の最大値183000円、最小値5000円、障害年金は65000円です。何と12人（63%）は0円でした。

【生活困窮なので食料等の現物】 2019年度からはシェルター利用者のアパート移行後の安定した生活を支援するために面接を行い、居住支援方策を模索しています。分かった事は、引っ越しの時に①家族や知人の支援が望めず、車と手伝いが必要で、また②単身者の生活保護費は約11.5万円で、うち住宅扶助費は広島市が家賃（38000円）を直接支払い、本人が管理する生活扶助費で光熱費（7000円）、携帯通話料（10000円）、し好品（5000円）等、残り約60000円で食費、新聞、生活物品の購入に充てるのでとても厳しいようです。初度備品費が40000円ほどあるが電子レンジ、洗濯機、冷蔵庫等を買くと無くなり、更に自転車、カーテンなど買うと、その分だけ食糧費が減少します。ですから、フードバンクのように皆の寄付物品等による定期的な現物給付が必要ですね。もともと経済的次元での排除状態です。

【やはり孤立した生活不安定階層なので相談支援と居場所・福祉コミュニティが必要です】

シェルター利用者はアパートに移ってからの支援が重要

広島国際大学岡崎仁史

本会のホームレス（生活困窮者）支援は、2002年の学習会の実施、広島市・呉市・福山市での市民団体の夜回りへの参加から始まっています。シェルターは、2010年から「まずは居住支援（housing first）」という考え方から自主運営し、2012年に広島県の補助事業になり、2015年に生活困窮者自立支援法を根拠とする広島市委託の「一時生活支援事業」として運営しています。つまり、1980年代以降の貧困の特徴は経済困窮という特性にとどまらず、経済的社会的文化的政治的な多次元での「社会的排除」状態という特性を持っており、シェルター利用者のデータからその特性を見る事ができます。

【2018年の実績】 利用者は19人であり、措置支援機関のサポートは、市福祉事務所13件（68%）、くらサポ（広島市社協委託）6件（32%）でした。その意味は、生活保護申請者が68%、また生活困窮者自立支援申請者が32%でした。

二つの貧困者支援制度の利用者は、最小値が26歳、最大値72歳、平均値52歳、中央値50歳であり、年齢層を見ると、2016年以来のデータと同様に、65歳未満が16人（84%）、65歳以上が3人（16%）であり、稼働年齢層の支援になっている事がわかります。

【家族・親族の交流が無い。家族からの孤立・排除】 広島県内の人は12人（63%）、県外の方は7人（37%）で、距離的にも困った時の支援が困難で、家族・兄弟との交流がない人は11人（58%）いて困った時の支援が望めず、家族に代わる知人がいる人は3人（16%）しかいないという社会的孤立＝社会的排除にあります。

【健康からの排除】 健康は10人（53%）、不調・疾病9人（47%）、経済困窮から万引き等で「罪に問われた人」が4人（21%）いて、少し障害のある人が見られます。

【派遣の人は一度に仕事と住居を無くしやすい。仕事と住居からの排除】 「住居を失った経緯」を見ると、「（派遣切り等で）寮付きの仕事を辞めて、一度に仕事と住居を無くした」人が7人（37%）、手持ち資金が無くなるかあるいは病気で家賃滞納の人が6人（32%）、矯正施設での服役によりで住宅契約解除2人、借金の取り立てから逃れてホームレスになった人、15年以上のホームレス経験者などがいます。住居を無くした後は、ネットカフェ、路上生活を2、3日送り、福祉事務所からしサポートセンターに相談に来て、制度につながり、ようやく尊厳ある生活に戻る事が出来ています。仕事と住居からの排除です。

【経済安定からの排除】 給与・年金等の収入のある人は7人（37%）で、給料の最大値183000円、最小値5000円、障害年金は65000円です。何と12人（63%）は0円でした。

【生活困窮なので食料等の現物】 2019年度からはシェルター利用者のアパート移行後の安定した生活を支援するために面接を行い、居住支援方策を模索しています。分かった事は、引っ越しの時に①家族や知人の支援が望めず、車と手伝いが必要で、また②単身者の生活保護費は約11.5万円で、うち住宅扶助費は広島市が家賃（38000円）を直接支払い、本人が管理する生活扶助費で光熱費（7000円）、携帯通話料（10000円）、し好品（5000円）等、残り約60000円で食費、新聞、生活物品の購入に充てるのでとても厳しいようです。初度備品費が40000円ほどあるが電子レンジ、洗濯機、冷蔵庫等を買くと無くなり、更に自転車、カーテンなど買うと、その分だけ食糧費が減少します。ですから、フードバンクのように皆の寄付物品等による定期的な現物給付が必要ですね。もともと経済的次元での排除状態です。

【やはり孤立した生活不安定階層なので相談支援と居場所・福祉コミュニティが必要です】

広島市内で野宿生活をしておられる方へ！ 生活にお困りの方へ！

———公益財団法人広島県社会福祉士会ホームレス支援委員会からのお知らせ———

1 くつろぎ・入浴サービスをご利用ください！

- ひとりだけで、ゆっくり、お風呂に入れます。シャワーもOK!
- ＄ 食事ができます。 ★ 血圧、体温、脈拍など、はかれます。
- ▼ 和室で、きゅうけい、できます。 ▲下着や着替え衣類の提供ができます。
- 生活相談、仕事の相談ができます。(「相談手帳」提供)

共催 野宿労働者の人権を守る広島夜回りの会、県社会福祉士会、県介護福祉士会、広島大学大学院保健学研究科看護開発科学講座成人看護開発学、ボランティア [協力：県共同募金会、広島市]

☞入浴実施日時は、第1金曜日と第3土曜日、午後1時、2時、3時、4時で予約制

☞このほか、随時利用(午後)もお受けしています。但し入浴と着替えの提供のみで、支援者の方と一緒にいただける場合です。支援者の方のご都合が悪い場合はご相談に応じます。

☞場所は横川駅近辺です。 こんな感じで予約をとっていきます。

日 時	13:00	14:00	15:00	16:00
月 日(金)				
月 日(土)				

☞連絡先：公益社団法人広島県社会福祉士会 電話254-3019 (事務局)

2 よろず生活相談会&食べ物、衣類等の提供

日時：10月18日(日) 14時~16時 場所：カトリック幟町教会

内容：背文髪(受付は15時まで) よろず相談

※17時から、教会近くの上幟町公園で「食べ物等の提供」があります。



雨が降ってもやります。その次は12月20日(日)の予定です。

3 「おとな食堂」

日時：9月19日(土)、10月17日(土)、11月21日(土) 12時~

場所：広島市総合福祉センター5階料理教室 12月は26日の予定。

内容：食事の提供 食事代：無料・事前申込み不要